

**令和3年8月11日からの大雨災害に対応した
中小企業向け 融資制度【広島県県費預託融資制度】①**

項 目	内 容
資 金 名	セーフティネット資金（国指定）－ 自然災害（4号関連）
対 象 者	<p>県内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者、組合等で、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）に該当するものとして、事業所の所在地を管轄する市町長の認定を受けた中小企業者、組合等</p> <p>【セーフティネット保証4号の対象要件】 次の要件のいずれも満たすことについて、事業所の所在地を管轄する市町長へ申請し、認定を受けた中小企業者等</p> <p>1 <u>指定地域において1年以上継続して事業を行っていること。</u> 2 <u>令和3年8月11日からの大雨による災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれること。</u></p> <p>【指定地域】 広島市（全区）、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町 【指定の期間】 令和3年8月12日から同年11月19日まで</p>
資 金 使 途	運転資金及び設備資金
融 資 限 度 額	<p>中小企業者 8,000万円 組 合 等 1億6,000万円 ※ ただし、復旧経費の範囲内を限度とする。</p>
融 資 期 間	<p>運転資金 10年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置3年以内） ※ 運転資金と設備資金を併用する場合は、運転資金の融資期間を適用。</p>
融 資 利 率 (令和3年4月1日現在)	<p style="text-align: center;">【融資期間 3年以内】 0.8% 固定金利 【融資期間 5年以内】 1.0% 【融資期間 10年以内】 1.2%</p>
信 用 保 証	<p>すべて広島県信用保証協会の保証（経営安定関連保証）付きとする。 保証料率 年0.7%。</p>
担 保 ・ 保 証 人	<p>担保は、取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。 保証人は、法人の代表者を除き、原則不要。</p>
取 扱 金 融 機 関	<p>商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、りそな銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合、笠岡信用組合</p>
申 込 方 法	<p><u>融資を希望する方は、「セーフティネット保証4号」に該当する特定中小企業者である旨の市町長の認定書を添付して、取扱金融機関に申し込んでください。</u></p>

【お問い合わせ先】

広島県商工労働局 経営革新課 (TEL) 082-513-3321

《広島県ホームページ》

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/gouu-soudan.html>